

公益財団法人愛媛県消防協会

理事会議事録

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
第1号議案 令和元年度（2019年度）事業報告書について
第2号議案 令和元年度（2019年度）決算並びに監査報告について
第3号議案 定時評議員会開催日程及び会議の目的事項について
- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事
土居敏夫
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
令和2年4月30日
- 4 理事会議事録の作成に係る職務を行った理事
土居敏夫

令和2年4月21日、理事 土居敏夫が全理事16名及び全監事3名に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記1の内容の提案書を発し、当該提案につき令和2年4月30日までに理事全員から書面により同意の意思表示を得、監事全員からその提案について異議のない旨の回答を得たので、公益財団法人愛媛県消防協会定款第34条に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和2年5月7日

公益財団法人愛媛県消防協会
代表理事 土居敏夫